

中山間地域等の小規模な事業所に対する加算措置について

現行制度（特別地域加算）について

サービス確保の観点から、離島等において、人口密度が希薄であり、交通の便が悪いといった地域に所在する事業所が行う一定のサービスについて、特別地域加算(サービス費用の15%※)が加算されている。

※ 福祉用具貸与については、15%の加算ではなく、特別地域加算対象地域に貸与を行う際の交通費に相当する額を加算

(1) 加算対象地域

○ 事業所の所在地が①～⑤の法指定地域及び⑥～⑧の法指定地域の一部にある事業所。

①山村振興法、②離島振興法、③沖縄振興開発特別措置法、④奄美群島振興開発特別措置法、

⑤小笠原諸島振興開発特別措置法、⑥過疎地域自立促進特別措置法、

⑦豪雪地帯対策特別措置法

⑧辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

(2) 加算対象サービス

○ 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与※、居宅介護支援(いずれも予防給付を含む)

○ なお、特別地域加算対象地域においては、人員、設備及び運営基準を満たさない基準該当サービス等の特例居宅サービスの実施が可能である。

介護(予防)サービス単位数・特別地域加算単位数・回数(日数) (参考)全サービスの総単位数 609,333,072千単位

		総単位数(千単位)		特別地域加算(千単位)		特別地域加算(千回)	
訪問介護	予防	64,092,444	4,561,805	254,805	19,485	339.9	67.5
訪問入浴介護	予防	5,253,157	8,401	21,519	63	26.8	0.1
訪問看護	予防	12,152,344	357,456	39,039	1,482	82.5	4.8
福祉用具貸与※	予防	16,378,893	500,016	1,601	27	21.8	0.5
合計	予防	97,876,838	5,427,678	316,964	21,057	471.0	72.9

※ 日数を集計

(出典)介護給付費実態調査報告(平成18年度 平成18年5月審査分～平成19年4月審査分)

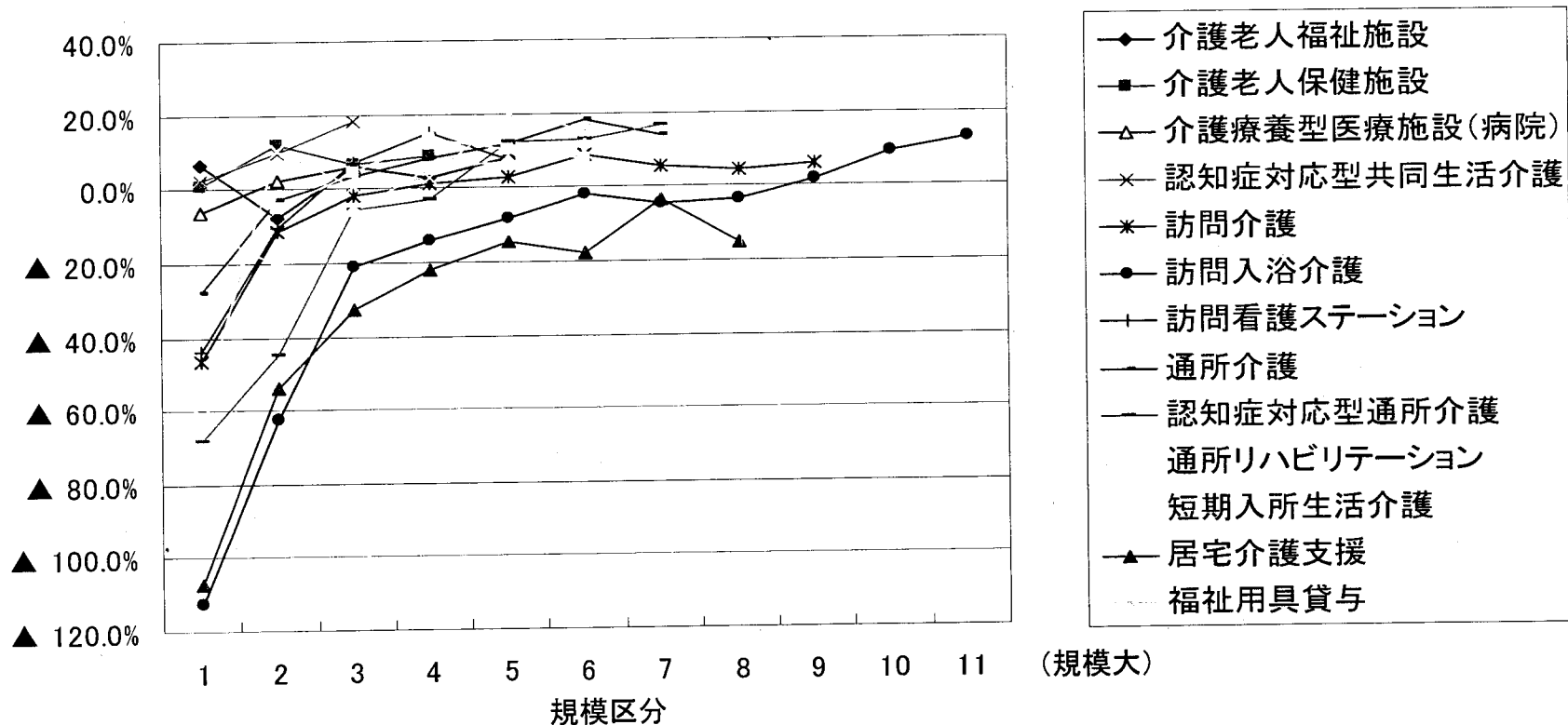
現状・課題について

(1) 介護事業経営実態調査結果によれば、各サービスとも小規模事業所は

- ① 収支差率が低い
- ② 給与費割合が高い
- ③ 職員1人当たり給与が低い

という傾向が認められる。

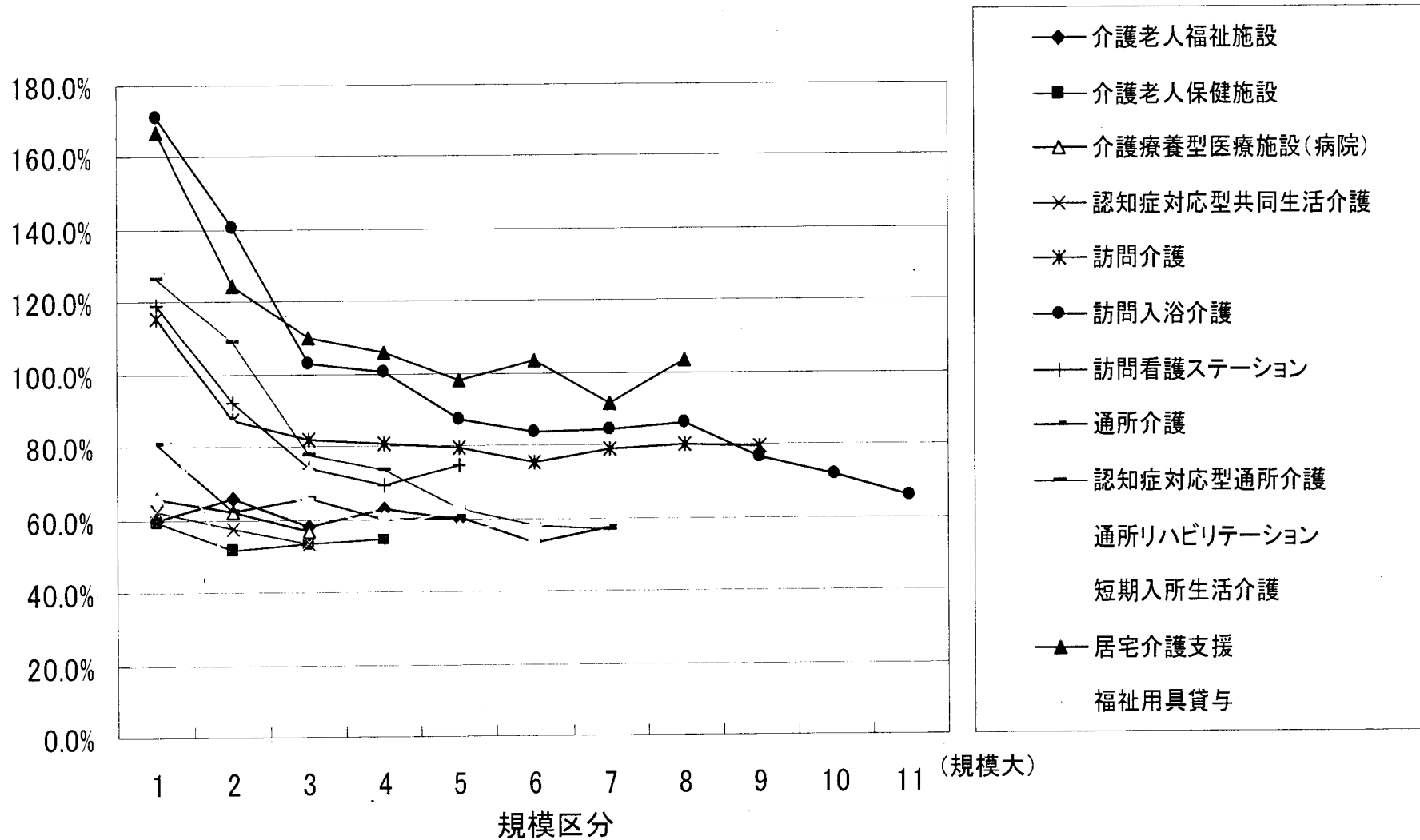
サービス別規模ごとの収支差率



※ 規模区分については、各サービスごとに異なっていることから、各サービスごとの規模区分に応じて1から11の階層を用いてグラフ化している。

(出典)平成20年介護事業経営実態調査(厚生労働省老健局)

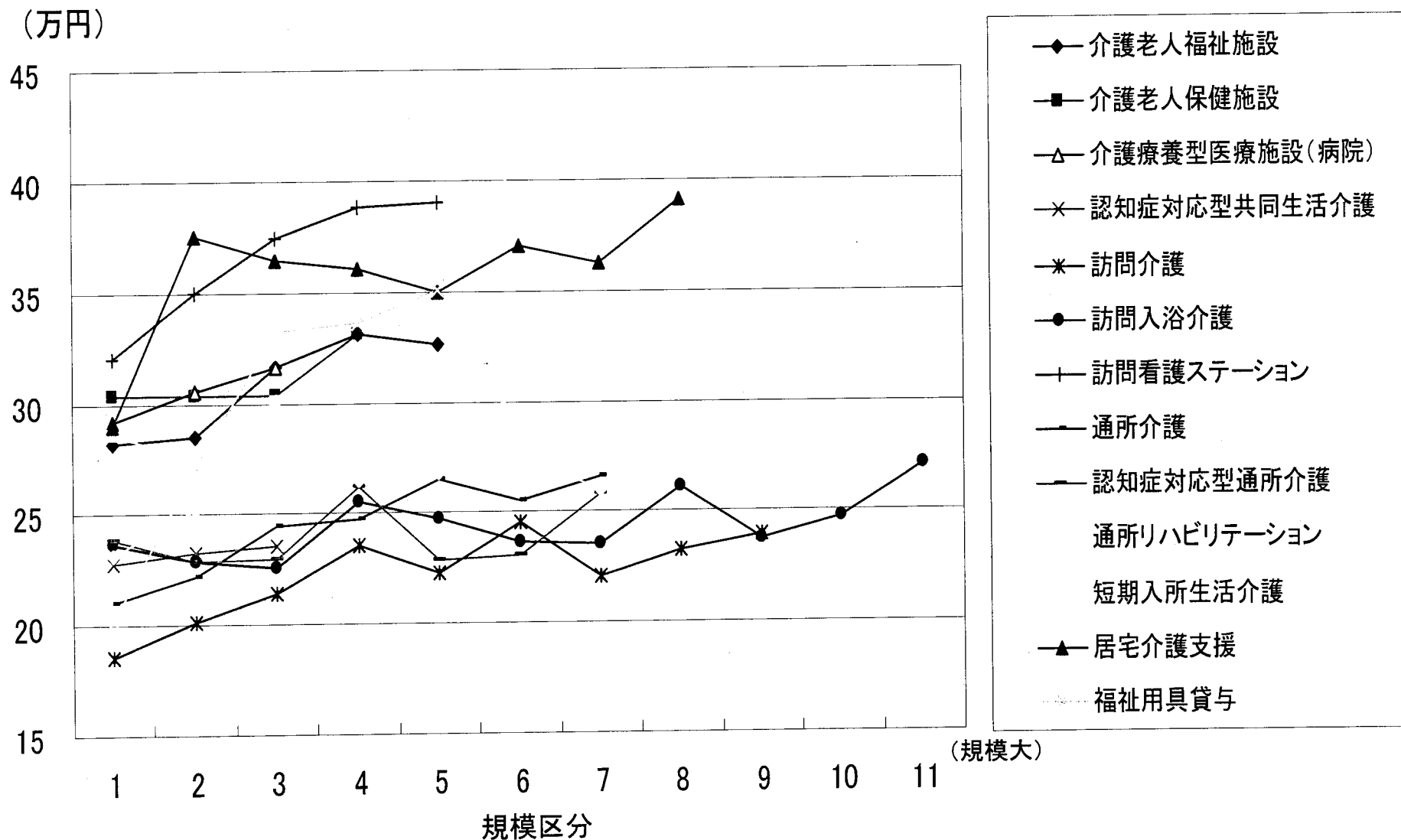
サービス別規模ごとの給与費割合



※ 規模区分については、各サービスごとに異なっていることから、各サービスごとの規模区分に応じて1から11の階層を用いてグラフ化している。

(出典)平成20年介護事業経営実態調査(厚生労働省老健局)

サービス別規模ごとの職員1人あたり給与

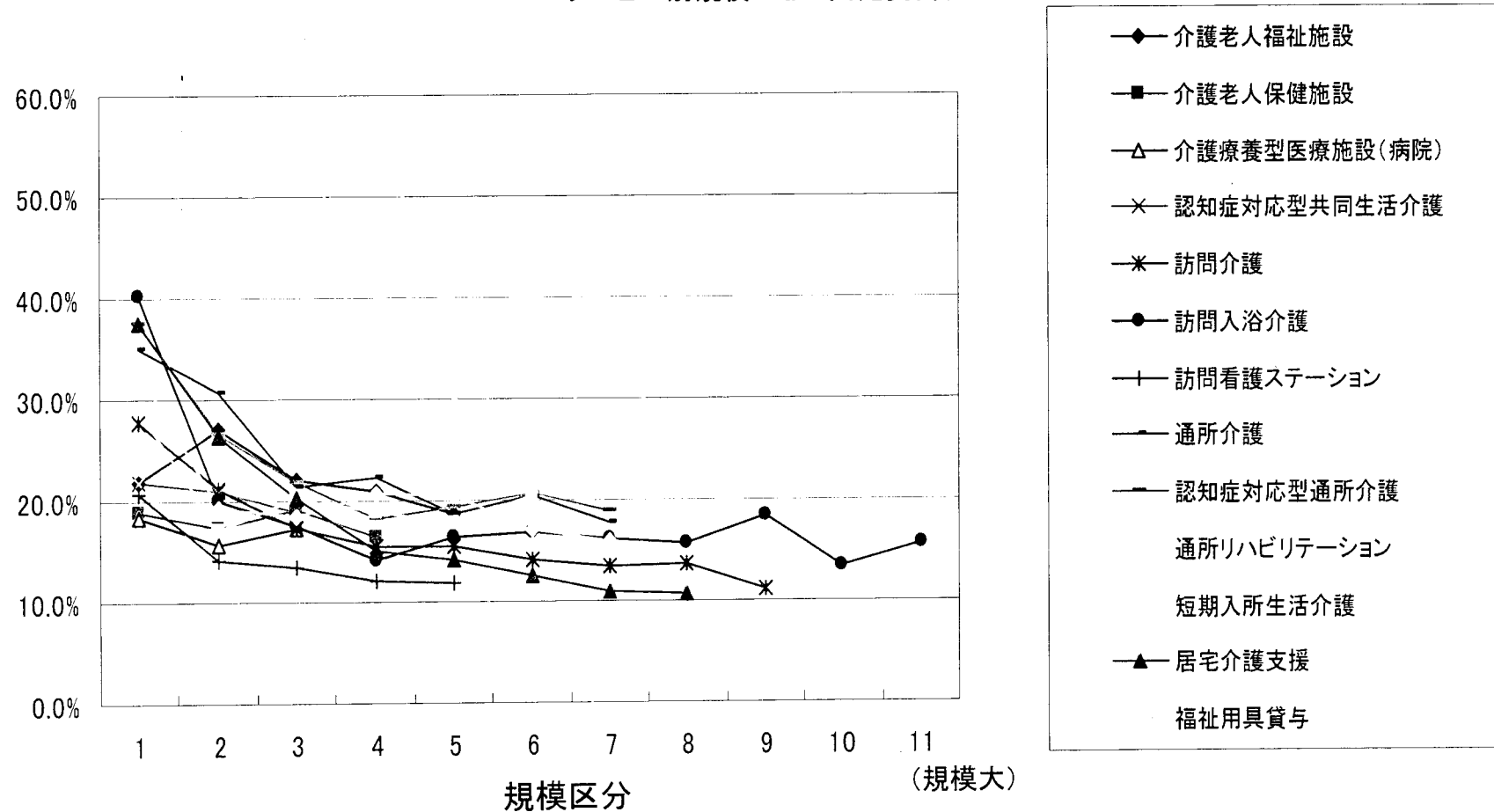


※ 規模区分については、各サービスごとに異なっていることから、各サービスごとの規模区分に応じて1から11の階層を用いてグラフ化している。

注) 給与は、平成20年3月分及び平成19年度中に支払われた賞与を12で割ったものを含む。
 (出典) 平成20年介護事業経営実態調査(厚生労働省老健局)

(2) 小規模事業所であるほど、管理費用等の固定費用の収入に占める割合が高い傾向が認められる。

サービス別規模ごとの固定費割合



※ 規模区分については、各サービスごとに異なっていることから、各サービスごとの規模区分に応じて1から11の階層を用いてグラフ化している。

(出典)平成20年介護事業経営実態調査(厚生労働省老健局)

これまでの指摘等の概要

○ 第53回介護給付費分科会(平成20年9月18日)・ヒアリングにおける高知県からの意見 (現状)

高知県の多くを占める中山間地域では、訪問に多くの時間を要し採算が合わないため、特に通所系、訪問系のサービスへの事業所参入が進んでおらず、市町村社会福祉協議会が赤字を出しながら介護サービスを提供している実態にある。

(新たな支援制度の提案)

中山間地域の市町村社会福祉協議会等が介護事業を継続できるよう、次のような支援措置を講じること。

- へき地診療所に対する赤字補填補助と同様の補助制度を創設すること。
- 介護報酬の特別地域加算を大幅に引き上げるとともに、利用者の負担が増加しないよう、当該加算にかかる費用は全額公費負担とすること。

中山間地域等の小規模な事業所に対する加算措置に係る論点

- 介護サービスの質を向上させるには、介護サービス事業の安定的かつ効率的な経営が必要。
- しかしながら、離島等一定の地域にある事業所は、その地理的特性等から一定人数以上のサービス利用者の確保が困難であり、事業規模を拡大すること等により、サービス提供の効率化を図ることが困難である。
- こうした状況に対しては、サービス費用の15%を加算する特別地域加算^(※)があるが、現行の特別地域加算の対象となる地域以外にも、人口密度が希薄である等効率的な経営を図ることが困難と考えられる地域がある。

※ 福祉用具貸与については、15%の加算ではなく、特別地域加算対象地域に貸与を行う際の交通費に相当する額を加算

→ このため、特別地域加算の対象とはならないものの、同様の事情にある地域における事業所を支援するため、一定の地域に所在する一定規模以下の事業所が提供する一定のサービスについて、事業所が効率的な経営を図ることが困難であることに着目し、新たな加算を創設することとしてはどうか。



<具体的な論点>

- (1) 加算の対象となる地域
- (2) 加算の対象となる事業所規模
- (3) 加算の対象となるサービス

中山間地域等の小規模な事業所に対する加算措置に係る検討

1. 加算対象となる地域について

地域区分の「その他」地域のうち以下の法指定地域(特別地域加算対象地域を除く。)に所在する一定規模以下の事業所が提供する3. のサービスを新たな加算の対象としてはどうか。(次ページ参照)

- ① 特定農山村法
- ② 半島振興法
- ③ 過疎地域自立促進特別措置法
- ④ 豪雪地帯対策特別措置法
- ⑤ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

(1) 考え方

人口密度が希薄であること、交通が不便であること等により効率的な事業経営が困難であると考えられることから、地域区分の「その他」地域のうち現行の特別地域加算の対象地域以外の、

- ① 中山間地域(※1)、② 豪雪地域、③ 辺地(※2)

を新たな加算の対象地域としてはどうか。

※1 中山間地域等直接支払制度の対象地域で、平野の外縁部から山間地を指し、特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興開発特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法の対象地域、及び都道府県知事によって指定された地域。

※2 交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他のへんぴな地域

(2) 現行の特別地域加算の対象となる地域との関係について

特別地域加算対象地域については、介護サービスを確保する観点から、

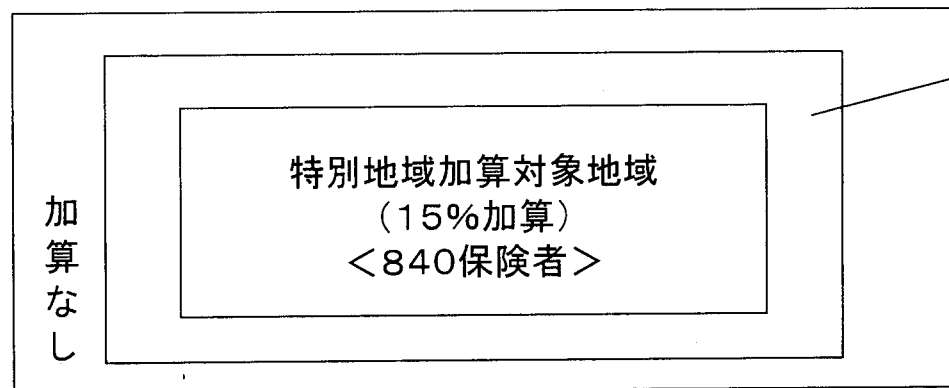
- ・ 基準該当サービス等の特例居宅サービスを行うことが可能な地域であること、
- ・ 既に加算措置が講じられていること

から、新たな加算の対象となる地域からは除外してはどうか。

	特定農山村法	半島振興法	山村振興法	離島振興法	沖縄振興法	奄美群島振興法	小笠原諸島振興法	過疎地域自立促進特措法	豪雪地帯対策特措法	辺地に係る公共的施設総合整備特措法
中山間地域	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
特別地域加算	×	×	○	○	○	○	○	一部 ※3	一部 ※3	一部 ※3
新たに創設する加算(案)	○	○	×	×	×	×	×	一部 ※3以外	一部 ※3以外	一部 ※3以外

※3 一部指定については、各保険者へのアンケート調査によって指定地域を限定したものの。

<イメージ>



新たな加算の対象地域 <328保険者>
(特別地域加算の対象地域を除く)

- ・ 特定農山村法の指定地域
- ・ 半島振興法の指定地域
- ・ 過疎地域自立促進特別措置法の指定地域の一部
- ・ 豪雪地帯対策特別措置法の指定地域の一部
- ・ 辺地に係る公共的施設総合整備特措法の指定地域の一部

2. 加算対象となる事業所の規模について

新たな加算の対象となる事業所については、介護事業経営実態調査の結果を基に、一定規模以下の事業所を設定することとしてはどうか。

3. 加算の対象となるサービスについて

新たな加算の対象となるサービスは、現行の特別地域加算の算定対象となっているサービス(※)と同一にしてはどうか。

※ 訪問介護・訪問看護・訪問入浴・居宅介護支援・福祉用具貸与(いずれも予防給付を含む)

中山間地域等に居住する者にサービスを提供した 事業所に対する加算措置について

現状・課題について

- (1) 事業者が中山間地域等に居住する者に介護サービスを提供することについては、
- ① 移動コストが相当かかる
 - ② その結果、中山間地域等に居住する者のサービス提供に支障が生じかねないといった課題がある。

中山間地域等へのサービス提供の状況について

	訪問サービス・通所サービス
通常の事業実施地域を越えてサービスを行う事業所割合	約14%
通常の事業実施地域を越えて、中山間地域等にサービスを行う1月当たりの延べ回数(延べ利用者数)	約30.2回 約6.75人
(参考) 1月当たりのサービス延提供回数(延利用者数) ※	訪問介護: 725.5回 通所介護: 439.7人
通常の事業実施地域を越えて、中山間地域にサービスを行う場合の利用者1人当たり1月当たり平均移動費用	約1,457円
通常の事業実施地域内でサービスを行った場合の利用者1人当たり1月当たり平均移動費用	約1,003円

(出典) 厚生労働省老健局老人保健課において、平成20年9月にサンプル調査を実施した結果

※ 平成20年介護事業経営実態調査(厚生労働省老健局)による

これまでの指摘等の概要

○ 第53回介護給付費分科会(平成20年9月18日)・ヒアリングにおける高知県からの意見 (現状)

高知県の多くを占める中山間地域では、訪問に多くの時間を要し採算が合わないため、特に通所系、訪問系のサービスへの事業所参入が進んでおらず、市町村社会福祉協議会が赤字を出しながら介護サービスを提供している実態にある。

(新たな支援制度の提案)

中山間地域の市町村社会福祉協議会等が介護事業を継続できるよう、次のような支援措置を講じること。

- へき地診療所に対する赤字補填補助と同様の補助制度を創設すること。
- 介護報酬の特別地域加算を大幅に引き上げるとともに、利用者の負担が増加しないよう、当該加算にかかる費用は全額公費負担とすること。

中山間地等に居住する者にサービスを提供した事業所に対する加算措置に係る論点

中山間地域等に居住する者に対する介護サービスを確保する観点から、

① 「地域外のサービス提供事業者」が、

② 「一定の地域」に居住する利用者にサービスを提供した際における

事業者の移動に要するコストを新たな加算により介護報酬上評価することとしてはどうか。

中山間地等に居住する者にサービスを提供した事業所に対する加算措置に係る検討

1. 一定のサービス提供事業者について

事業者が中山間地域等に居住する者に対し、運営規程に定める通常の事業の実施地域を越えて、訪問・通所サービス(福祉用具貸与、居宅介護支援を含む。いずれも予防給付を含む。)を提供している場合に加算を行うこととしてはどうか。

(理由)

- 移動コストが生じるサービスは、訪問・通所サービスである。
- 介護報酬は、介護サービスの提供に要する平均的な費用を勘案して設定しており、訪問・通所サービスとも、平均的な移動コストは報酬に包括的に評価されている。

しかしながら、事業者が通常の事業の実施地域を越えて中山間地域等にサービスを提供する場合は、単に移動距離が長いだけでなく、山道等地理的な条件が厳しい地域にサービスを提供することも多い。こうした地域に居住する者に対し、介護サービスを確保する観点から、こうした通常の範囲を超えた移動に要するコストについて、別途、加算により介護報酬上評価する必要があるのではないか。

2. 新たな加算の対象となる地域について

中山間地域(※1)、豪雪地域、辺地(※2)といった次に掲げる法律により指定された地域に居住する者に提供されたサービスを新たな加算の対象としてはどうか。

- ① 特定農山村法
- ② 山村振興法
- ③ 半島振興法
- ④ 離島振興法
- ⑤ 沖縄振興開発特別措置法
- ⑥ 奄美群島振興開発特別措置法
- ⑦ 小笠原諸島振興開発特別措置法
- ⑧ 過疎地域自立促進特別措置法
- ⑨ 豪雪地帯対策特別措置法
- ⑩ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

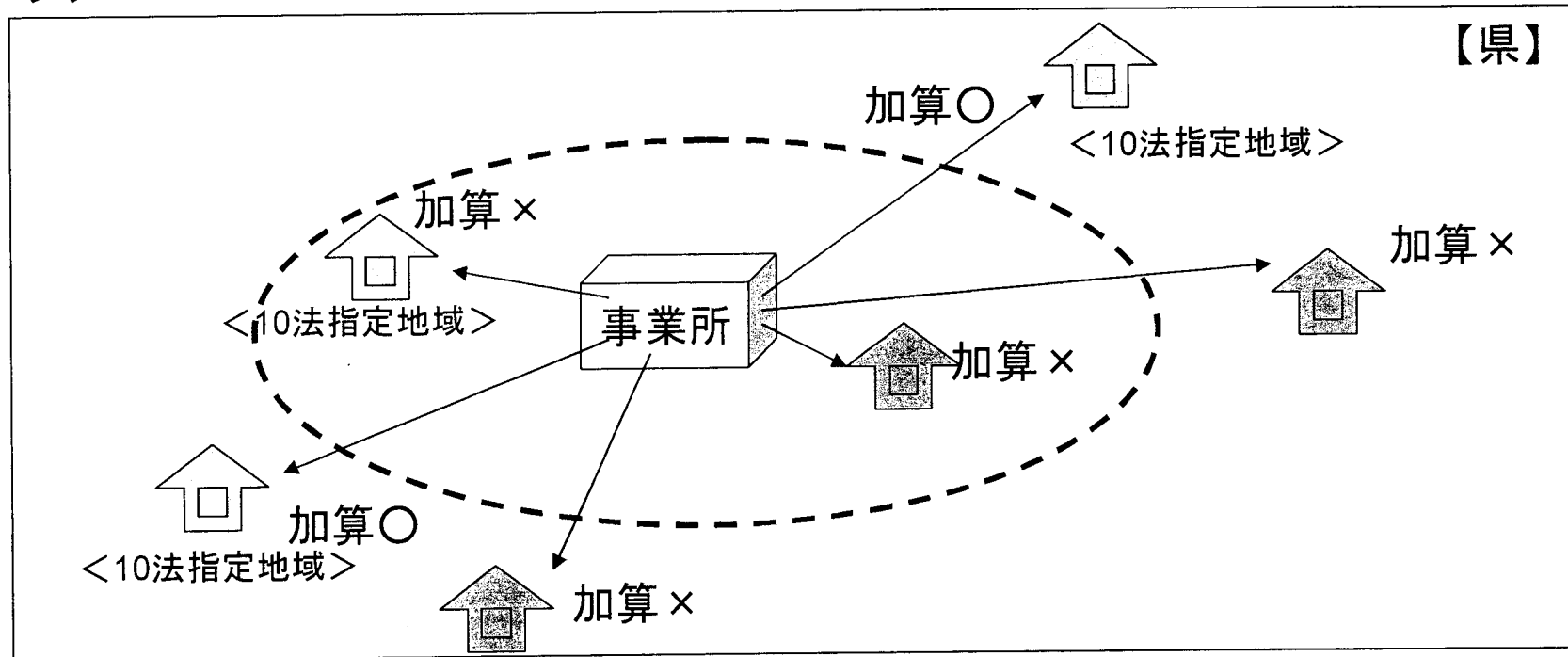
※1 中山間地域等直接支払制度の対象地域で、平野の外縁部から山間地を指し、特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興開発特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法の対象地域、及び、都道府県知事によって指定された地域。

※2 交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他のへんぴな地域

(理由)

- 中山間地域は、一定程度、人口密度が希薄であって事業所数は少なく、また、林野率が高い等非常に交通の便が不便な地域である。
- また、辺地は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他のへんぴな地域である。
- さらに、豪雪地帯は、相当程度の積雪があり、交通の便が著しく悪い地域である。
- こうしたことから、中山間地域等は、事業所数も少なく、遠隔地にあるサービス事業所が通常の事業の実施地域を越えてサービス提供を行っている実態にあると考えられ、この場合の移動コストについては、別途加算により介護報酬上評価する必要があるのではないか。

<イメージ>



※ (二) : 通常の事業の実施地域 🏠 : 10法指定地域に住む利用者 🏠 : 10法指定地域外に住む利用者